

発議第2号

鳥羽市議会委員会条例の一部改正について

鳥羽市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 6月27日 提出

平成4年 6月 日

提出者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

委員長 坂倉 広子

賛成者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

副委員長 山本 哲也

提案理由

議員定数の削減による委員の定数変更に伴い、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会委員会条例(昭和42年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「13人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。